

保護者様

亀山市立亀山南小学校
校長 米村 健

南海トラフ地震等の情報及び大地震発生に伴う学校の対応について

南海トラフ地震等の情報及び大地震発生に伴う学校の対応について、亀山市教育委員会からの指示を受けて、亀山南小学校では下記の要領で対処します。保護者の皆様には、ご理解、ご協力をいただき、適切な対応をよろしくお願いします。なお、学校の対応については、必要に応じて「つながる連絡」等による緊急連絡を行いますのでご了解ください。

記

1. 「南海トラフ地震臨時情報」が出された場合…学校は通常通りに行います。

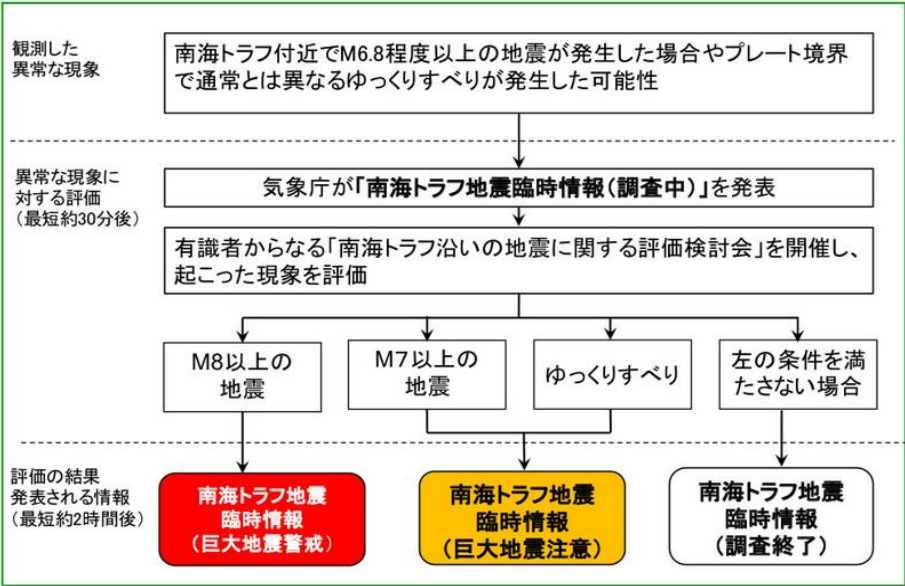
「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフの観測状況によって「巨大地震警戒」や「巨大地震注意」という形で気象庁より発表されます。「巨大地震警戒」が出された場合は、「地震が発生した時に津波からの避難が明らかに間に合わない地域（津波到達による事前避難対象地域）の住民は事前に避難することとされ、巨大地震注意」が出された場合は、「日ごろからの備えを再確認し、必要に応じて自主的に避難する」「避難場所や家具の固定を確かめるなど、日ごろからの備えを再確認する」こととされています。

亀山市の場合、津波到達による事前避難対象地域はありません。従いまして、上記の「南海トラフ地震臨時情報」が出されても、学校は即時に休校等の措置はとらず、通常通りとなります。（ただし、状況により、休校や学校待機、引き渡し等の措置が生じる場合もあります。）

【学校では…】

- ＊南海トラフ地震臨時情報の発表内容や今後の対応等について教職員で共有します。
- ＊校内の施設、設備、通学路の安全点検や備蓄品等の確認を行います。
- ＊児童に、地震発生時の行動や避難経路、避難場所の確認、家庭との連絡手段等の避難行動の確認を行います。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



参考
内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えたガイドライン」【第1版】より抜粋

2. 大地震（震度5強以上）が発生した場合

(1) 始業前に発生した場合

- ・児童は、登校させないでください。自宅待機です。
- ・地震による被害が少なく、通学路等の安全が確認でき、当日の授業実施が可能な場合には、各家庭に連絡して2時間の余裕をもって登校させ、授業を行います。ただし、給食は中止とします。
- ・授業を行う場合でも、登校に支障がある場合は、各家庭の判断で自宅待機を続けるなど適切な処置をとってください。その場合は、学校に連絡してください。
- ・午後0時（正午）を過ぎても、通学路等の安全が確認されないときは、当日の授業を中止します。

(2) 登下校中に発生した場合

- ・保護者や地域の方々と連絡をとりながら、学校職員もパトロール等を行い、状況を把握して児童の安全確保に努めます。
- ・登下校中の場所や避難した場所によっては、学校や避難場所で待機させ、保護者確認のもと、お子様を引き渡します。

【指定緊急避難場所（一時避難場所）】

天神公民館（天神第一、天神第1の2、天神第二、天神第三の1、天神第三-二、中村）、天神地区南自主防災災害倉庫前（天神第四、天神第六）、亀山南小学校（天神第五）、みなみ保育園（天神第七）、和賀公民館（和賀）、和賀住宅自主防災災害倉庫前（和賀住宅）、田茂公民館（田茂町）、上原公民館（安知本町上原）、安知本多目的広場（安知本町）、楠平尾集会所（楠平尾町）

※（ ）内は、対象の自治会名です

(3) 始業後に発生した場合

- ・ただちに授業を中止します。保護者の方は、お子様を引き取りに学校まで来ていただきます。学校は保護者確認のもと、お子様を引き渡します。

なお、ご家庭の状況等により、お子様の引き取りが困難な場合は、引き渡しができるまで、学校で待機させます。

※地震の被害が少なく、安全が確保され授業継続が可能な場合は、授業を行います。

※地震の規模や被害状況等により、上記の処置が不相当と考えられるときは、市教育委員会や学校長の判断により、その都度適切な措置を講じます。

※上記（1）から（3）の場合とも、「つながる連絡」等にて、授業開始や休校等について連絡しますが、状況によっては、電話回線等の混雑で連絡ができないこともあります。その場合は、各家庭で児童の安全を最優先した措置をとってください。

※お子様の引き取りの際には、保護者等引き取りに来られた方の確認をさせていただくことがあります。